

<月次報告様式>

別表第2 令和6年度 公文書開示（12月決定分）

[illegible]

[illegible]

16	R6. 12. 2	R6. 12. 3	○建築工事、外構図及び防火水槽詳細図の文書	●	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
----	-----------	-----------	-----------------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[illegible]

[illegible]

[illegible]

62	R6. 12. 18	R6. 12. 26	○（日野市日野台 1－〇－〇）に係る 防火対象物使用開始届（昭和 6 3 年 6 月 4 日日野消防署予防課第 6 9 5 号）に添付された各階平面図	●	●					●	●							特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当する。また、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、同条例第 7 条第 5 号に該当する。	予防部 予防課
63	R6. 12. 20	R6. 12. 26	○（渋谷区神宮前 3－〇－〇）に係る 防火対象物使用届出書（昭和 5 1 年 8 月 2 4 日渋谷消防署予防課第 3 0 7 号）に添付された鑑及び各階平面図	●	●														予防部 予防課
64	R6. 10. 10	R6. 12. 6	火災調査書類（令和 6 年 9 月 2 6 日 5 福字第 6 1 6 号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 火災出場時における見分調査書 4 現場見分調査書（1）（第 1 回） 5 現場見分調査書（1）（第 2 回） 6 現場見分調査書（2）（第 1 回） 7 現場見分調査書（2）（第 2 回） 8 鑑識見分調査書 9 質問調査書【質問年月日・日時：令和 6 年 3 月 1 2 日 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 0 0 分まで】 1 0 質問調査書【質問年月日・日時：令和 6 年 3 月 1 2 日 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 0 0 分まで】 1 1 質問調査書【質問年月日・日時：令和 6 年 3 月 1 2 日 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 0 0 分まで】 1 2 質問調査書【質問年月日・日時：令和 6 年 3 月 1 2 日 9 時 1 0 分から 1 0 時 4 0 分まで】 1 3 質問調査書【質問年月日・日時：令和 6 年 6 月 4 日 1 5 時 3 0 分から 1 6 時 0 0 分まで】 1 4 延焼状況等調査書 1 5 出火建物・避難状況等調査書 1 6 建物・収容物損害調査書	●	●					●			●					（7 条 2 号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 （7 条 6 号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。 この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。	予防部 調査課
65	R6. 10. 29	R6. 12. 23	火災調査書類（令和 6 年 3 月 2 5 日 5 大字第 8 4 8 号）のうち、以下の書類 1 出火原因判定書 2 火災出場時における見分調査書 3 現場見分調査書 4 鑑識見分調査書 5 質問調査書【質問年月日・日時：令和 6 年 2 月 6 日 9 時 3 0 分から 9 時 4 5 分まで】 6 質問調査書【質問年月日・日時：令和 6 年 2 月 6 日 9 時 4 5 分から 1 0 時 0 0 分まで】 7 質問調査書【質問年月日・日時：令和 6 年 2 月 1 5 日 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 3 0 分まで】 8 延焼状況等調査書 9 建物・収容物損害調査書【り災順位：②】 1 0 建物・収容物損害調査書【り災順位：③】 1 1 建物・収容物損害調査書【り災順位④】 1 2 建物・収容物損害調査書【り災順位⑤】 1 3 建物以外の損害調査書【り災順位：①】 1 4 死傷者調査書	●	●					●			●					（7 条 2 号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 また、この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。 （7 条 6 号） この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当する。	予防部 調査課

66	R6.11.6	R6.12.11	火災調査書類（令和6年10月29日6第770号）のうち、火災調査書		●	●					●		●		(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 また、この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	予防部 調査課
67	R6.11.8	R6.12.10	火災調査書類（令和6年10月31日6石泉第347号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 鑑識見分調査書 3 死傷者調査書		●	●					●		●		(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	予防部 調査課
68	R6.11.11	R6.12.23	火災調査書類（令和5年9月27日5目字第807号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 火災出場時における見分調査書 4 現場見分調査書 5 質問調査書		●	●					●	●	●		(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 また、この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条4号) この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 (7条6号) この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	予防部 調査課